

議 長 日程第4「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月22日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

令和3年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が可決成立し、本年3月31日に公布されたところでございます。これにより、町税条例も所要の改正をする必要が生じましたが、このうち4月1日からの課税に係るものについては特に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、松田町税条例の一部改正について、3月31日に専決処分いたしましたので、本臨時会において報告をさせていただき、承認を求めるものでございます。

2枚目に専決処分書、3枚目に改正文、4枚目に参考資料1として新旧対照表、5枚目に参考資料2として本年3月の議会全員協議会で御説明させていただきました資料を添付させていただいております。

改正の内容といたしましては、地方税法等の一部改正により、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、現行の仕組みが3年間延長されましたことを受け、改めるものでございます。

詳細につきましては、4枚目、参考資料1の新旧対照表にて御説明させていただきます。左が改正後、右が改正前でございます。

附則第7項でございます。用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置について、現行の仕組みが3年間延長されたことに伴い、見出し及び同項内の平成30年度から平成32年度を令和3年度から令和

5年度に改め、また地方税法等の一部を改正する法律の法律年と法律番号及び対象となる条項について改正するものでございます。

恐れ入ります。1枚お戻りください。改正文の中ほど、附則でございます。施行期日につきましては、第1項で附則第7項の規定は年度の延長のため、令和3年4月1日からとし、第2項では固定資産税に関する経過措置として、附則第7項の規定は令和3年度以後の年度分について適用し、令和2年度分までについては従前の例によるものと定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第1号専決処分の承認を求めることについて(松田町税条例の一部を改正する条例)について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。